

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 合同会社ACAインベストメンツ  
代表社員 兼 業務執行社員  
ACA株式会社（職務執行者 堀江聡寧）

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区平河町二丁目16番15号

【報告義務発生日】 平成23年02月24日

【提出日】 平成23年03月02日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 保有目的の変更、保有株券等に関する重要な契約の締結

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社CSK
証券コード	9737
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（第一部）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （1）【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社ACAインベストメンツ
住所又は本店所在地	東京都千代田区平河町二丁目16番15号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	平成21年08月12日
代表者氏名	ACA株式会社（職務執行者 堀江聡寧）
代表者役職	代表社員 兼 業務執行社員
事業内容	株式会社CSKの株式及び新株予約権の取得、保有及び処分、投資業、その他付帯業務

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ACA株式会社 取締役 大村 勝己
電話番号	03-5226-2511

#### （2）【保有目的】

純投資及び経営参加（資本増強支援及び経営支援の実行による企業価値の向上）、並びに状況に応じて重要提案行為等を行うこと。なお、提出者は、下記(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載の公開買付応募契約に基づき、その保有する発行者の株券等を公開買付けに応募する旨の合意をしております。

#### （3）【重要提案行為等】

該当事項はありません。

#### （4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

##### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	45,467,300		
新株予約権証券（株）	A 48,000,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	93,467,300	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		93,467,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		48,000,000

(注) 保有する株券の数45,467,300株の内訳は、普通株式45,457,300株、E種優先株式5,000株及びF種優先株式5,000株です。  
 E種優先株式及びF種優先株式には議決権はありませんが、議決権のある発行者の普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が  
 付されております。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年02月24日現在)	V	125,787,714
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		53.78
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		53.78

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

該当事項はありません。

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

### 1. 保有株券等に係る譲渡制限

上記保有株券等のうちE種優先株式及びF種優先株式並びに第6回新株予約権及び第7回新株予約権は、いずれも平成21年9月30日付の第三者割当増資により取得したものであり、また、普通株式は、いずれも平成21年9月30日付の第三者割当増資により取得したC種優先株式及びD種優先株式に係る取得請求権を平成22年3月17日付で行使したことにより取得したものです。上記保有株券等の全てについて、提出者は、発行者との間で締結した投資契約書により、平成21年9月30日から3年を経過する日までの間、発行者の事前の書面による承諾なく譲渡しないことを約しております。また、提出者は、当該投資契約書により、発行者と住友信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行との間の平成21年9月29日付シンジケート・ローン契約上の発行者の債務の弁済が完了するまでの間は、提出者の発行者に対する議決権比率が22%を下回ることにより当該シンジケート・ローン契約上の期限の利益喪失事由に該当する場合には、上記保有株券等を譲渡することができないことを約しております。

### 2. 保有株券等に関する質権設定

提出者は、提出者と三井住友ファイナンス&リース株式会社との間の質権設定契約において、C種乃至F種優先株式及び第7回新株予約権の取得資金並びにこれらに付随する諸経費の調達を目的とした同社からの借入金を担保するため、提出者が保有する普通株式の全て、E種優先株式の全て、F種優先株式の全て、及び第7回新株予約権の全てについて質権を設定することを約しております。

### 3. 公開買付応募契約の締結

提出者は、住友商事株式会社及び住商情報システム株式会社（以下「買付者」と総称します。）との間で締結した公開買付応募契約により、提出者が保有する株券等に関し以下の事項を約しております。

提出者は、その保有する普通株式（第6回新株予約権の行使により取得する普通株式を含みます。）、F種優先株式、及び第7回新株予約権の全て（以下「応募対象株券等」と総称します。）について、買付者が行う発行者の株券等に対する公開買付け（公開買付期間は平成23年3月10日から平成23年4月11日まで、以下「本公開買付け」といいます。）に応募すること、本応募契約においては、提出者が本公開買付けに応募する前提条件として、発行者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、発行者及び住商情報システム株式会社間の平成23年2月24日付合併契約（以下「本合併契約」といいます。）が変更されることなく有効に存続していること、及び提出者による応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。

提出者は、平成23年3月31日までに、その保有する第6回新株予約権を行使すること（なお、提出者は買付者それぞれと、第6回新株予約権への投資について匿名組合契約を締結しており、買付者は、当該匿名組合契約に基づき、第6回新株予約権を行使するために必要な資金（30億円）を提出者に対して追加出資することに合意しております。）

提出者は、その保有するE種優先株式について、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことについて同意すること

提出者は、原則として、応募対象株券等について、買付者の事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しないこと

提出者は、本公開買付けが成立した場合には、平成23年6月に開催予定の発行者の定時株主総会及び種類株主総会における応募対象株券等に係る議決権その他の一切の権利行使について、原則として、買付者の選択に従い、(i)買付者又は買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii)買付者の指示に従って議決権を行使すること

提出者は、平成23年6月に開催予定の発行者の定時株主総会において本合併契約の承認が否決された場合には、平成23年9月1日に、提出者が保有するE種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること

提出者は、本合併契約に基づく合併（以下「本合併」といいます。）の効力発生日までの間、原則として、買付者による事前の書面による承諾がない限り、その保有するE種優先株式（その転換により取得される普通株式を含みます。以下「本継続保有株式」といいます。）の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保設定、貸株その他の処分をしないこと

提出者は、原則として、本合併契約（本合併契約の承認に関する発行者の株主総会において本継続保有株式に係る議決権の行使が可能な場合には、当該株主総会を含む。）の承認に関する発行者の株主総会において、本継続保有株式に係る議決権について、本合併契約を承認する議決権行使を行うこと

なお、提出者は、発行者との間で、提出者による本公開買付けに対する応募対象株券等の譲渡について承諾する旨、本公開買付けにより応募対象株券等の全てを買付者が取得することを条件に、かかる取得が完了した時をもって、上記1.記載の投資契約書を合意解約により終了させる旨、及びかかる取得が完了した時以降、本合併の効力発生日又は平成24年9月30日のいずれか早い日までの間、原則として、本継続保有株式の全部又は一部を、発行者による事前の書面による承諾がない限り、第三者に譲渡、担保設定、貸株その他の処分をしてはならない旨の合意をしております。

また、提出者は、三井住友ファイナンス&リース株式会社との間で、三井住友ファイナンス&リース株式会社は、本公開買付けが開始された場合、応募対象株券等に対して設定された上記2.記載の質権を解除する旨、提出者は、かかる質権の解除後直ちに応募対象株券等につき本公開買付けに対して応募すること、提出者は、本公開買付けに係る代金の決済後直ちに、三井住友ファイナンス&リース株式会社に対し、上記2.記載の借入債務の全額を弁済すること、及び本公開買付けが不成立になった場合には、提出者は、三井住友ファイナンス&リース株式会社の要求に応じて、応募対象株券等に対して質権を設定する旨の合意をしております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

### 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	4,700,000
その他金額計(Y)(千円)	11,767,583
上記(Y)の内訳	匿名組合契約に基づく匿名組合出資金 なお、提出者は、平成21年3月17日に、発行者のC種優先株式227,273株及びD種優先株式2,273株の全てにつき、これらに付された発行者の普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより、発行者の普通株式45,457,300株を取得しました。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	16,467,583

### 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
三井住友ファイナンス&リース株式会社	リース会社	石田 浩二	東京都港区西新橋三丁目9番4号	2	4,700,000

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		